

## ●支給制限について

手当を受けるひとり親や扶養義務者等の前年の所得(養育費額の8割加算後)が次の表の限度額以上ある場合は、手当の全部又は一部が支給停止されます。また手当額は毎年8月の「現況届」で支給制限に該当するか判定されます。

〈平成30年8月から〉

【所得制限限度額(年額)】

扶養親族等の数	ひとり親等(父、母、養育者)		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

(注)上記限度額に加算できる場合

	ひとり親	孤児等の養育者・配偶者・ 扶養義務者
老人控除対象配偶者1人につき	100,000円	
老人扶養親族1人につき	100,000円	60,000円 ※1
特定扶養親族1人につき	150,000円	
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき	150,000円	

※1 老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき60,000円を加算する。

## ●所得額(控除後の所得額)の計算方法

所得額＝年間収入金額＋養育費の8割相当額－必要経費(給与所得控除額)  
－80,000円(児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額)－諸控除

○諸控除の種類及び額

1 障がい者・勤労学生控除	270,000円
2 特別障害者控除	400,000円
3 雑損・医療費等	当該控除額
4 公共用地取得による土地代金等の特別控除	
① 公共事業などのために土地建物を売った場合	5,000万円
② 居住用財産を売った場合	3,000万円
③ 特定土地区画整理事業などのために土地を売った場合	2,000万円
④ 特定住宅地造成事業などのために土地を売った場合	1,500万円
⑤ 平成21年及び平成22年に取得した国内にある土地を譲渡した場合	1,000万円
⑥ 農地保有の合理化などのために土地を売った場合	800万円
⑦ 上記①～⑥のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額	5,000万円
〔以下は、請求者が父又は母の場合は控除しない。〕	
5 寡婦(寡夫)控除 ※2	270,000円
(子を扶養し、かつ所得が500万円以下の場合には350,000円)	

※2 養育者及び扶養義務者の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用について

平成30年8月1日から、未婚のひとり親(養育者及び扶養義務者に限る)の方も寡婦・寡夫の「みなし適用」として寡婦・寡夫控除が適用されます。ただし、下記の要件を満たす方が該当になります。

- 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得額等が38万円以下の者)を有するもの
- 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

みなし適用を希望する場合には、こども課までお問い合わせください。